

湯梨浜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進委員会 日程

日時 令和4年9月1日(木)  
13時30分～15時00分  
場所 湯梨浜町役場 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 委員長・副委員長の選出について

委員長

副委員長

(2) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況等について

①介護(予防)サービス給付等の状況について(資料1)

②地域密着型特別養護老人ホームの進捗について(資料2)

(3) 令和3年度の取り組みについて(資料3)

(4) 令和4年度事業について(資料4、資料5)

(5) 第9期計画に向けた調査の実施について(資料6)

①在宅介護実態調査について

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(高齢者実態調査)について

4 その他

5 閉 会

## 湯梨浜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進委員会委員名簿

任期: 令和3年11月1日～令和5年10月31日(2年間)

No.	区分	職名等	氏名
1	要綱第2条第2項第1号(民生委員代表)	委員	美 船 智 代
2	要綱第2条第2項第2号(社会福祉協議会理事代表)	理事	松 原 厚 子
3	要綱第2条第2項第3号(各種団体代表)	高齢者クラブ連合会 会長	水 野 彰
4	要綱第2条第2項第4号(介護者代表)		西 山 賢 一
5	要綱第2条第2項第5号(指定介護サービス事業者)	ル・サンテリオン東郷 施設長	石 川 裕 子
6	要綱第2条第2項第6号(医師)	吉田医院 院長	吉 田 明 雄
7	要綱第2条第2項第7号(県福祉保健関係職員)	中部総合事務所倉吉保健所 健康支援総務課健康長寿担当 課長補佐	岡 垣 亜 矢 子
8	要綱第2条第2項第7号(県福祉保健関係職員)	中部総合事務所 県民福祉局 共生社会推進課施設指導担当 主事	舟 木 真 佐 人
9	要綱第2条第2項第8号(介護サービス従事者)	ハワイ信生苑 介護支援専門員	杉 本 清 子
10	要綱第2条第2項第9号(公募による者)		濱 口 昭 憲
11	要綱第2条第2項第10号(その他)	副町長	吉 川 寿 明

○湯梨浜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進委員会設置要綱

平成16年10月1日

訓令第65号

改正 平成18年4月1日訓令第6号

平成19年3月30日訓令第12-2号

平成27年9月1日訓令第13号

(設置)

第1条 湯梨浜町介護保険条例(平成16年湯梨浜町条例第133号)第20条及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、町介護保険事業計画及び町高齢者福祉計画の策定、見直し及び計画の進捗よく管理に当たり、有識者の幅広い参画を得てその内容を検討するため、町介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、介護保険、高齢者福祉に関する知識を有する次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 民生委員代表
- (2) 社会福祉協議会理事代表
- (3) 各種団体代表
- (4) 介護者代表
- (5) 指定介護サービス事業者
- (6) 医師
- (7) 県福祉保健関係職員
- (8) 介護サービス従事者
- (9) 公募による者
- (10) その他町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、解任されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、長寿福祉課(地域包括支援センター)において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第12-2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月1日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

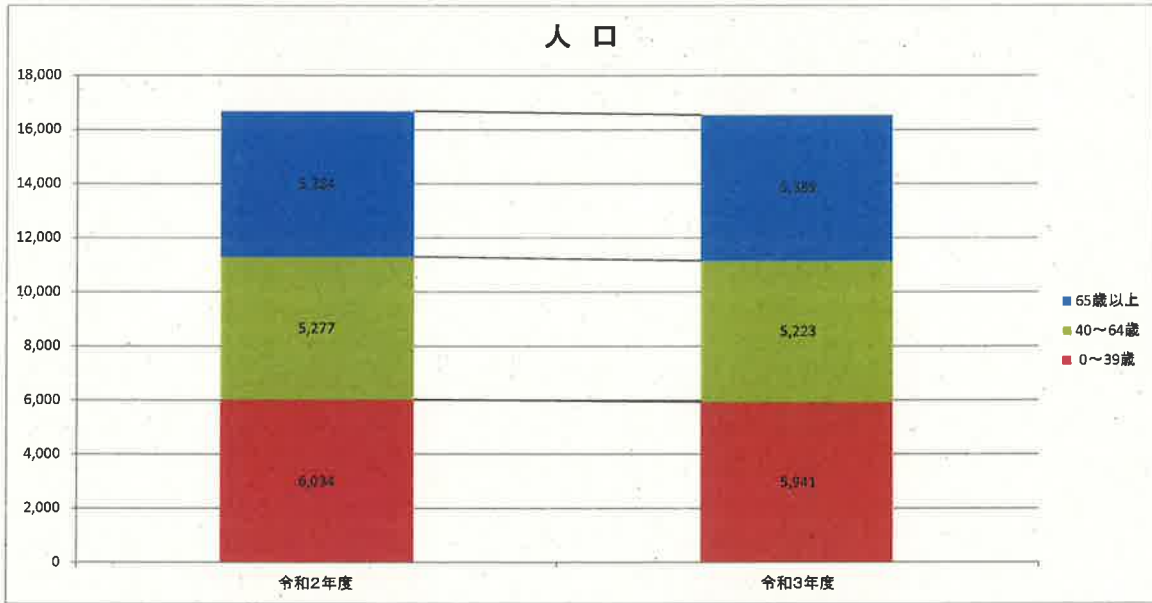
○ 令和3年度湯梨浜町介護保険の状況について①  
(前年度実績との比較)

資料-1

1 人口 単位：人・%

	令和2年度		令和3年度		比較	
	人数	比率	人数	比率	人数	伸率
総人口	16,695		16,553		△ 142	△ 0.9
40～64歳	5,277	31.6	5,223	31.6	△ 54	△ 1.0
65歳以上	5,384	32.2	5,389	32.6	5	0.1

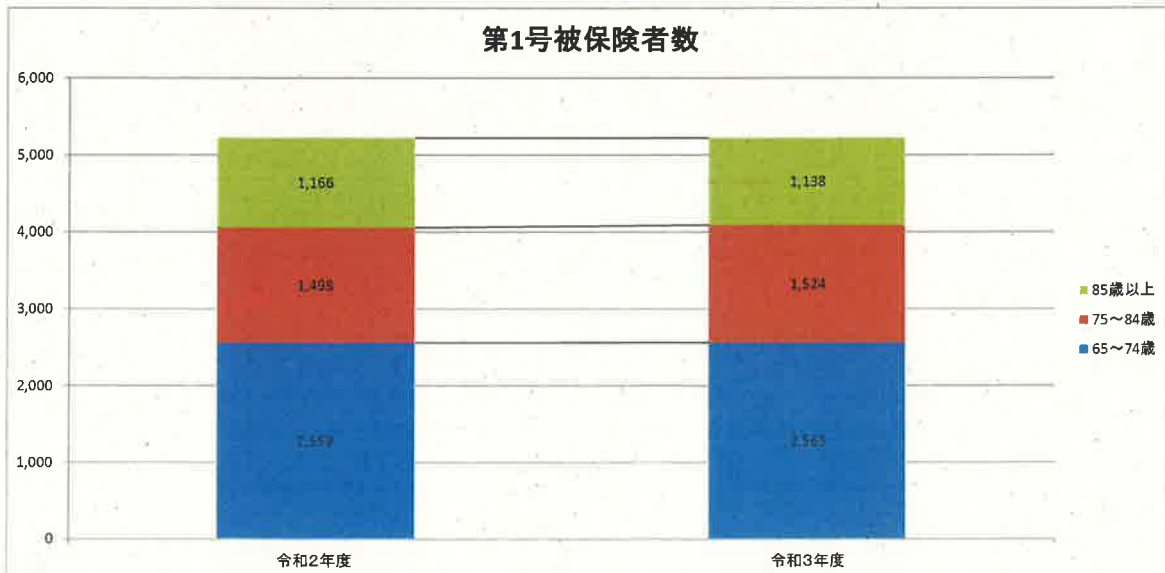
※資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



2 第1号被保険者数 単位：人・%

	令和2年度		令和3年度		比較	
	人数	比率	人数	比率	人数	伸率
第1号被保険者	5,223		5,227		4	0.1
65～74歳	2,559	49.0	2,565	49.1	6	0.2
75～84歳	1,498	28.7	1,524	29.2	26	1.7
85歳以上	1,166	22.3	1,138	21.8	△ 28	△ 2.4
75歳以上	2,664	51.0	2,662	50.9	△ 2	△ 0.1

※資料：介護保険事業状況報告（各年度3月31日現在）

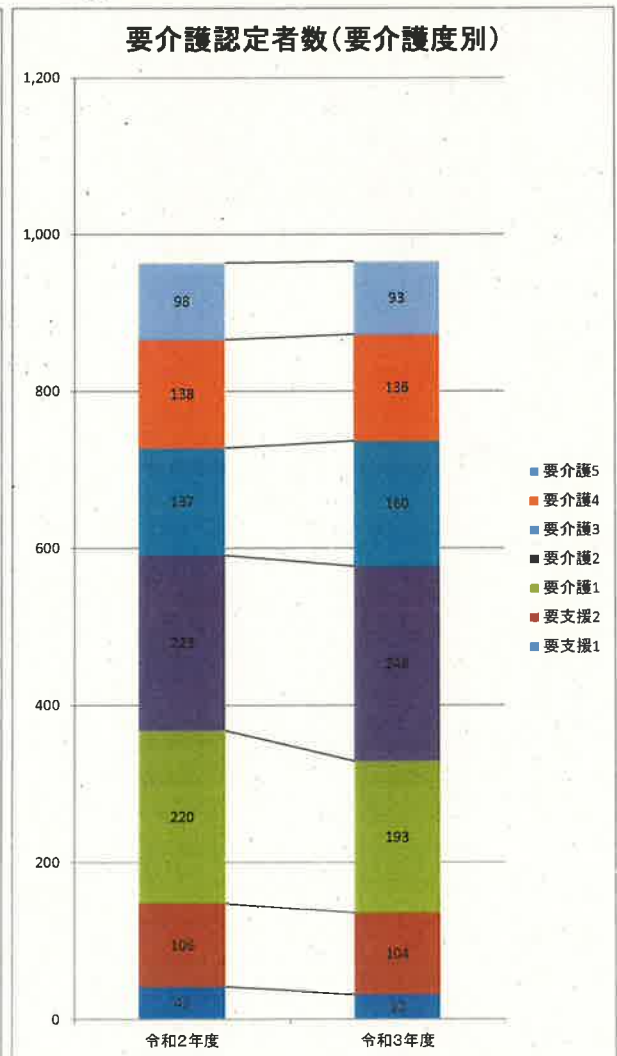
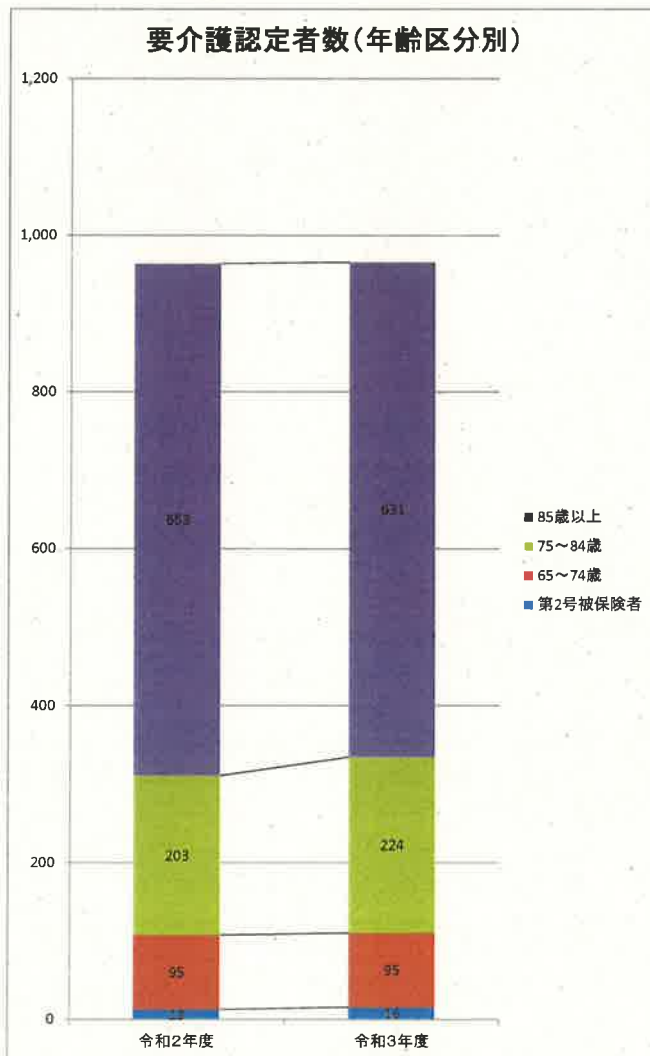


3 要介護認定者数

単位：人・%

令和2年度	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	認定率
第1号被保険者	41	105	146	219	218	137	136	95	805	951	18.21
65～74歳	6	17	23	20	20	12	14	6	72	95	3.71
75～84歳	10	25	35	56	45	19	24	24	168	203	13.55
85歳以上	25	63	88	143	153	106	98	65	565	653	56.00
第2号被保険者	1	1	2	1	5	0	2	3	11	13	
総数	42	106	148	220	223	137	138	98	816	964	
令和3年度	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	認定率
第1号被保険者	32	103	135	192	242	158	134	89	815	950	18.17
65～74歳	5	18	23	19	22	18	7	6	72	95	3.70
75～84歳	11	27	38	45	65	31	31	14	186	224	14.70
85歳以上	16	58	74	128	155	109	96	69	557	631	55.45
第2号被保険者	0	1	1	1	6	2	2	4	15	16	
総数	32	104	136	193	248	160	136	97	800	966	
比較	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	伸率
第1号被保険者	△ 9	△ 2	△ 11	△ 27	24	21	△ 2	△ 6	10	△ 1	△ 0.1
65～74歳	△ 1	1	0	△ 1	2	6	△ 7	0	0	0	0.0
75～84歳	1	2	3	△ 11	20	12	7	△ 10	18	21	10.3
85歳以上	△ 9	△ 5	△ 14	△ 15	2	3	△ 2	4	△ 8	△ 22	△ 3.4
第2号被保険者	△ 1	0	△ 1	0	1	2	0	1	4	3	23.1
総数	△ 10	△ 2	△ 12	△ 27	25	23	△ 2	△ 5	14	2	0.2

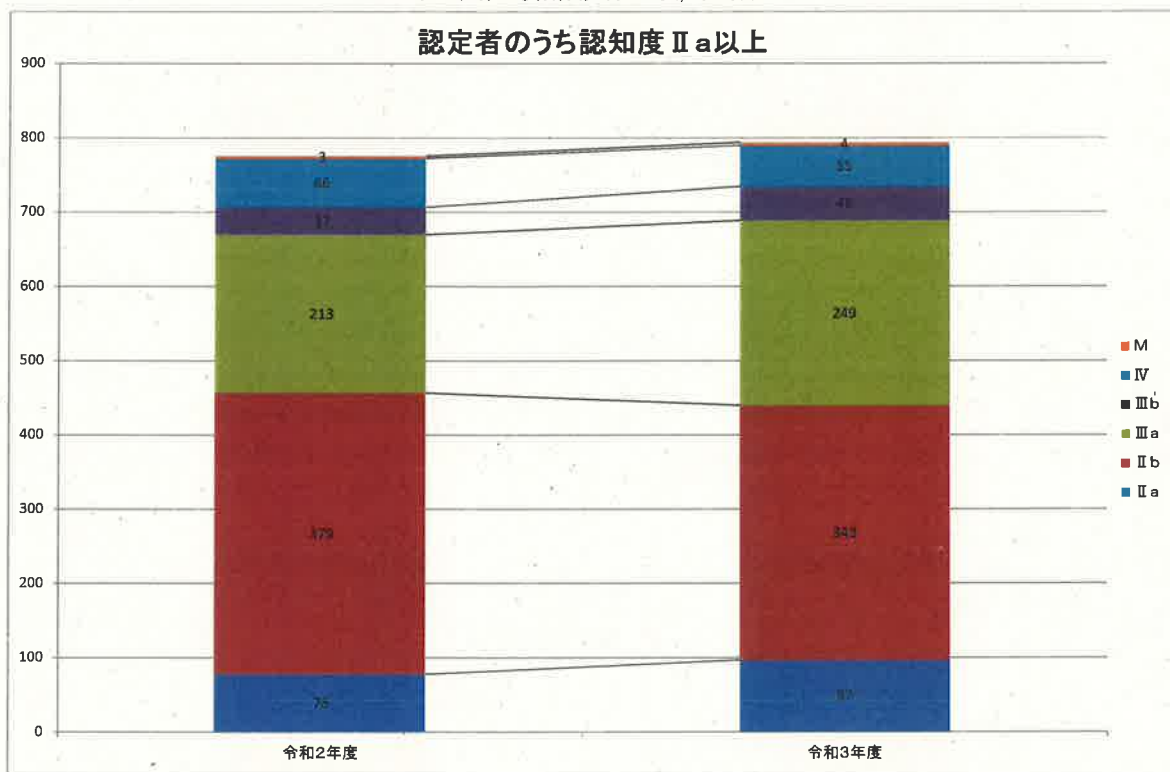
※資料：介護保険事業状況報告（各年度3月31日現在）



4 要支援・要介護認定者のうち、認知度がⅡ a以上の人数 単位：人・%

	令和2年度		令和3年度		比較	
	人数	比率	人数	比率	人数	伸率
総数	776	14.86	794	15.19	18	2.3
Ⅱ a	78	1.49	97	1.86	19	24.4
Ⅱ b	379	7.26	343	6.56	△ 36	△ 9.5
Ⅲ a	213	4.08	249	4.76	36	16.9
Ⅲ b	37	0.71	46	0.88	9	24.3
Ⅳ	66	1.26	55	1.05	△ 11	△ 16.7
M	3	0.06	4	0.08	1	33.3

※各年度3月31日現在（資料：認定調査票）  
 ※比率は、第1号被保険者に対する割合



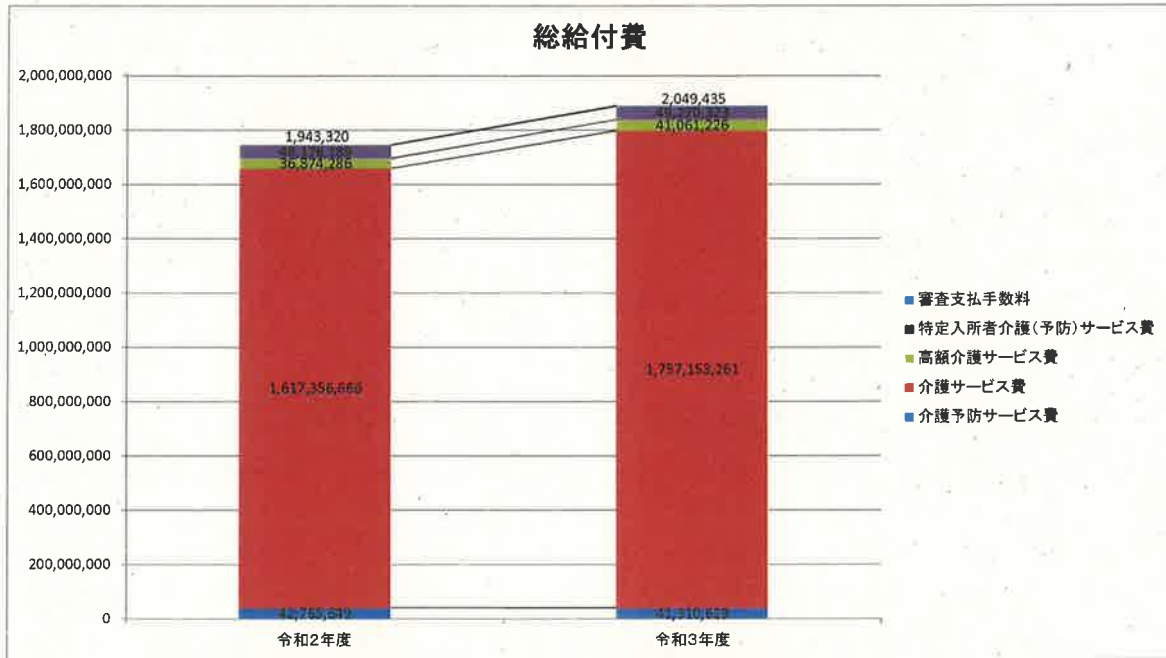
【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱ a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない。電話の対応や訪問者との対応など、一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

5 総給付費

単位：円・%

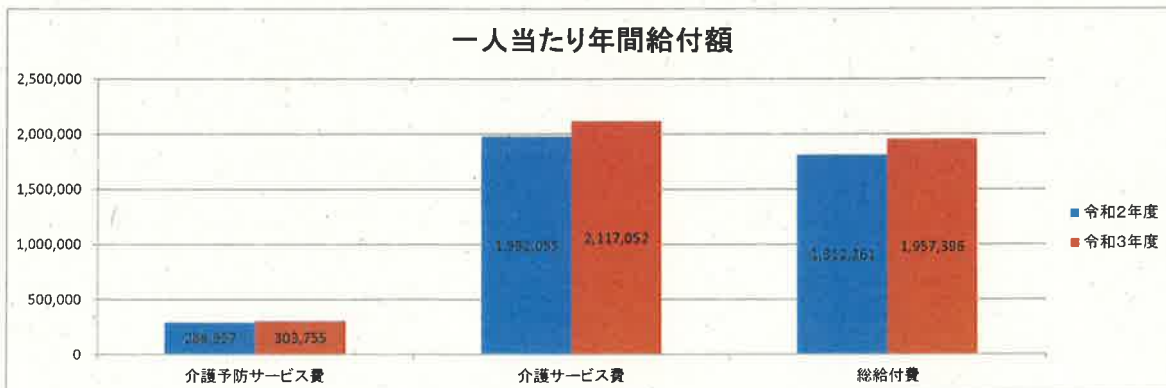
	令和2年度	令和3年度	比較	
	給付額	給付額	給付額	伸率
介護予防サービス費	42,765,649	41,310,629	△ 1,455,020	△ 3.4
居宅サービス	38,133,790	35,534,546	△ 2,599,244	△ 6.8
地域密着型サービス	4,631,859	5,776,083	1,144,224	24.7
施設サービス	0	0	0	0.0
介護サービス費	1,617,356,666	1,757,153,261	139,796,595	8.6
居宅サービス	649,242,472	691,303,836	42,061,364	6.5
地域密着型サービス	294,337,213	313,628,656	19,291,443	6.6
施設サービス	673,776,981	752,220,769	78,443,788	11.6
高額介護サービス費	36,874,286	41,061,226	4,186,940	11.4
特定入所者介護（予防）サービス費	48,176,189	49,270,323	1,094,134	2.3
審査支払手数料	1,943,320	2,049,435	106,115	5.5
総給付費	1,747,116,110	1,890,844,874	143,728,764	8.2



6 一人当たり年間給付額

単位：円・%

	令和2年度	令和3年度	比較	
	一人当たり年間給付額	一人当たり年間給付額	一人当たり年間給付額	伸率
介護予防サービス	288,957	303,755	14,798	5.1
介護サービス	1,982,055	2,117,052	134,997	6.8
総給付費	1,812,361	1,957,396	145,035	8.0



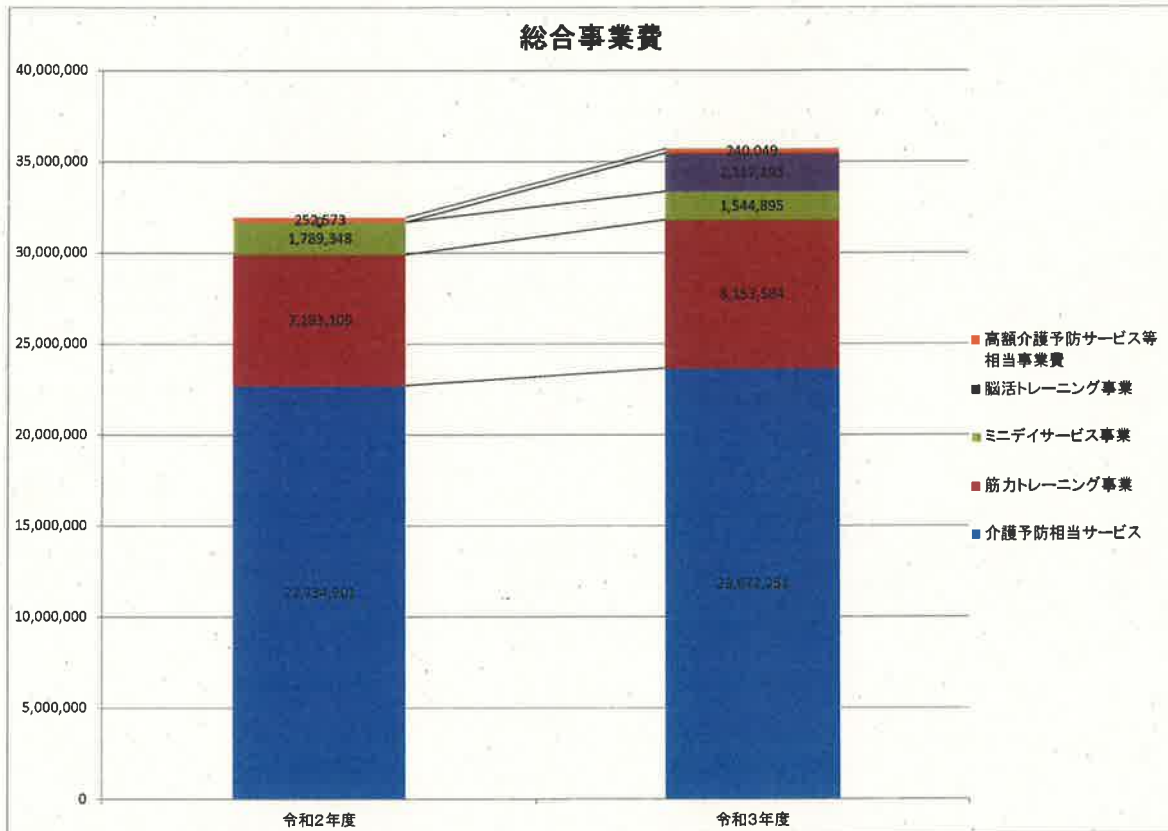


7 総合事業の状況

単位：人・円・%

	令和2年度		令和3年度		比較			
	人数	総事業費	人数	総事業費	人数	伸率	総事業費	伸率
総数	288	34,077,931	320	37,689,732	32	11.1	3,611,801	10.6
介護予防相当サービス	32	22,734,901	38	23,672,251	6	18.8	937,350	4.1
筋力トレーニング事業	75	7,183,109	104	8,153,584	29	38.7	970,475	13.5
ミニデイサービス事業	26	1,789,348	19	1,544,895	△7	△26.9	△244,453	△13.7
脳活トレーニング事業			23	2,117,193	23		2,117,193	
高額介護予防サービス等 相当事業費	4	252,573	4	240,049	0	0.0	△12,524	△5.0
介護予防ケアマネジメント	151	2,118,000	132	1,961,760	△19	△12.6	△156,240	△7.4

※人数は、各年度3月31日現在



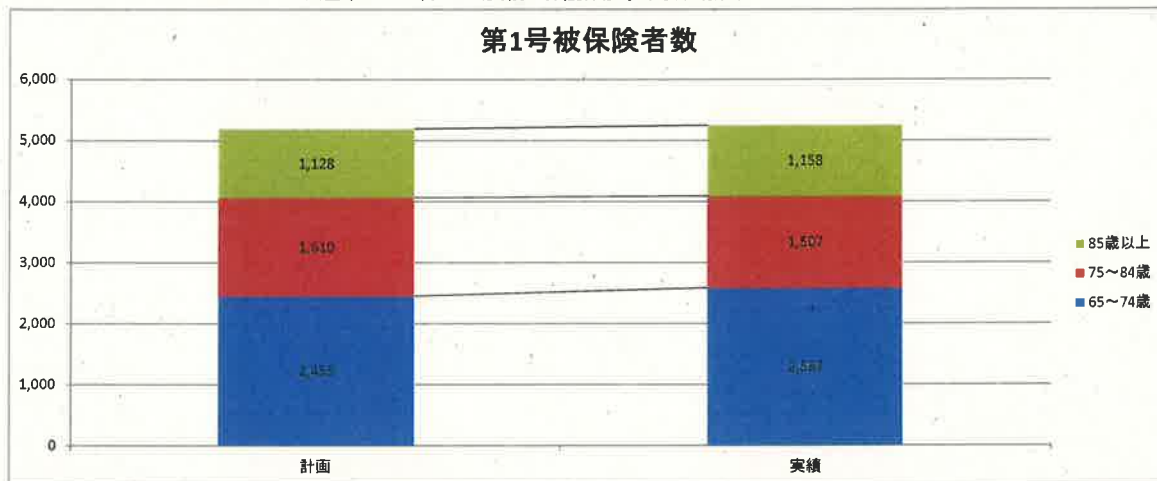
○ 令和3年度湯梨浜町介護保険の状況について②  
(介護保険事業計画との比較)

1 第1号被保険者数

単位：人・%

	計 画		実 績		比 較	
	人数	比率	人数	比率	人数	伸率
第1号被保険者	5,193		5,252		59	1.1
65～74歳	2,455	47.3	2,587	49.3	132	5.4
75～84歳	1,610	31.0	1,507	28.7	△ 103	△ 6.4
85歳以上	1,128	21.7	1,158	22.0	30	2.7

※基準日：10月1日（実績：介護保険事業状況報告）

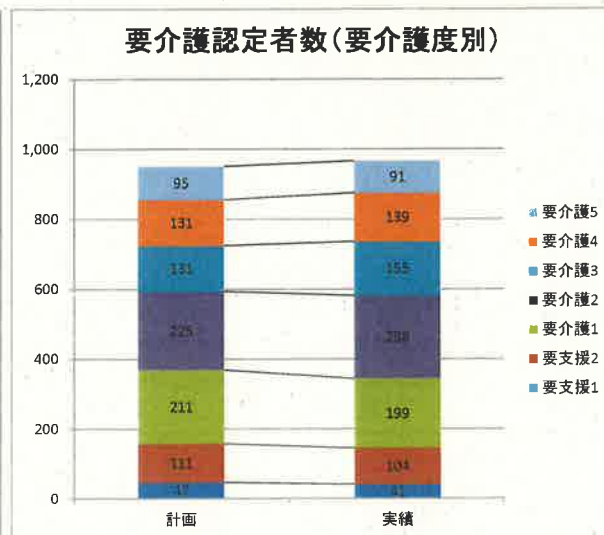
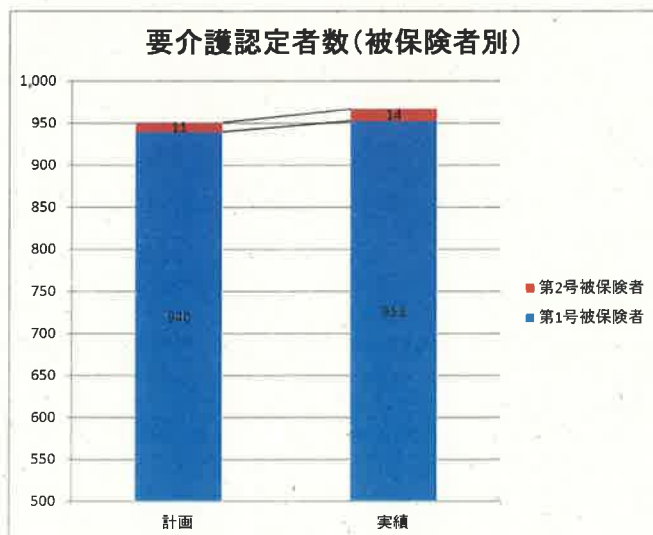


2 要介護認定者数

単位：人・%

計 画	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	認定率
第1号被保険者	46	110	156	210	220	130	131	93	784	940	18.10
第2号被保険者	1	1	2	1	5	1	0	2	9	11	
総 数	47	111	158	211	225	131	131	95	793	951	
実 績	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	認定率
第1号被保険者	40	103	143	198	232	155	137	88	810	953	18.15
第2号被保険者	1	1	2	1	6	0	2	3	12	14	
総 数	41	104	145	199	238	155	139	91	822	967	
比 較	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	伸率
第1号被保険者	△ 6	△ 7	△ 13	△ 12	12	25	6	△ 5	26	13	1.4
第2号被保険者	0	0	0	0	1	△ 1	2	1	3	3	27.3
総 数	△ 6	△ 7	△ 13	△ 12	13	24	8	△ 4	29	16	1.7

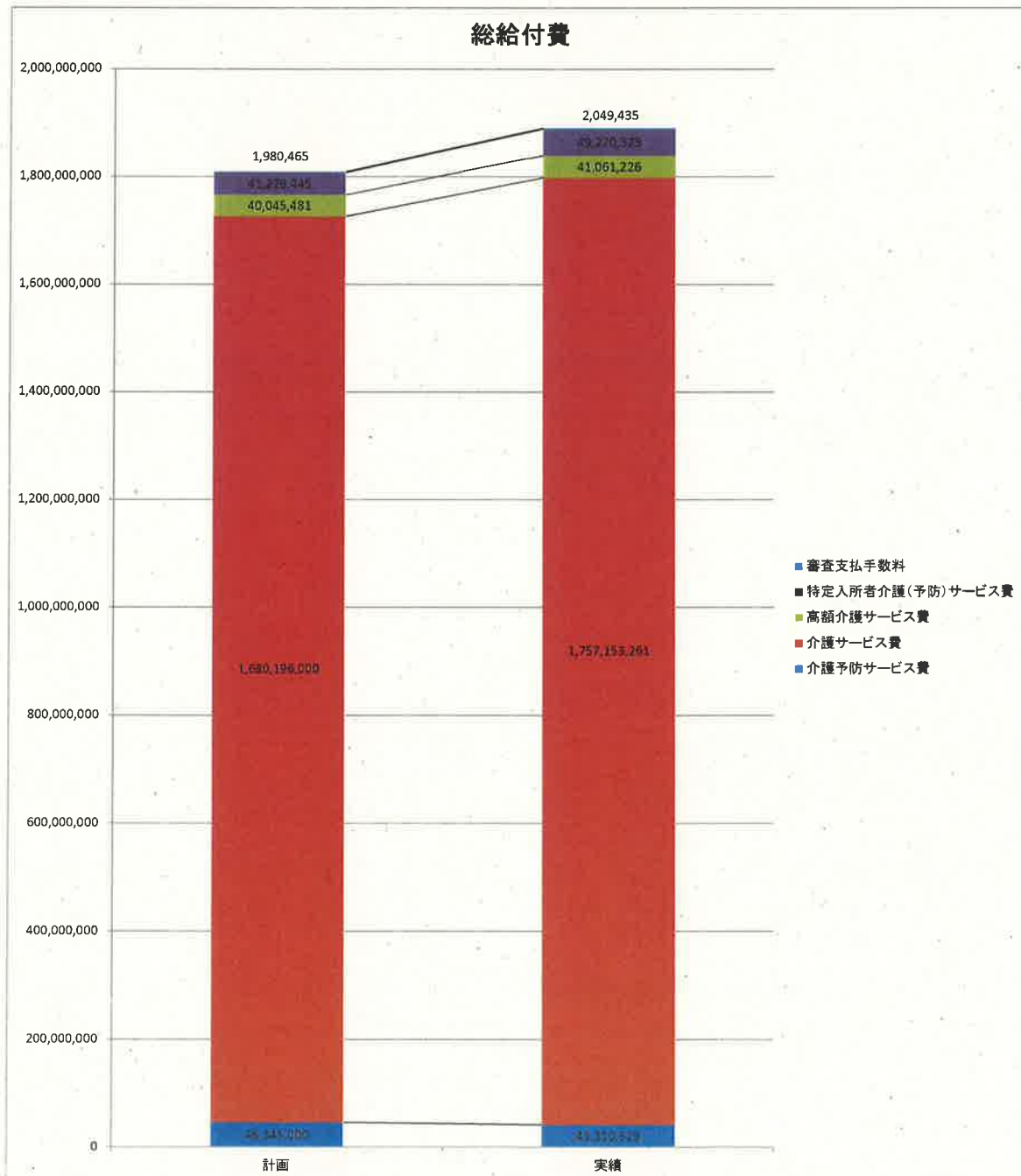
※基準日：10月1日（実績：介護保険事業状況報告）



3 総給付費

単位：円・%

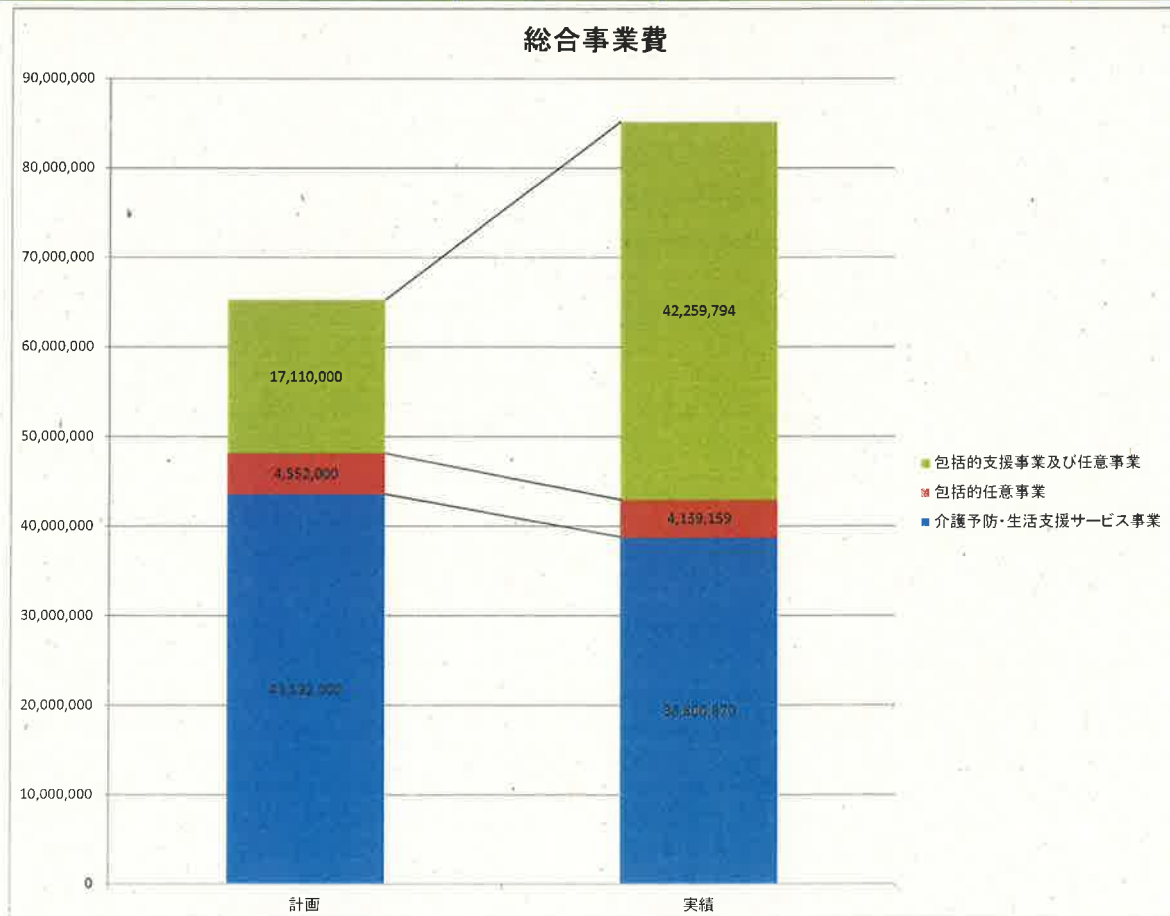
	計画	実績	比較	
	給付額	給付額	給付額	伸率
介護予防サービス費	46,345,000	41,310,629	△ 5,034,371	△ 10.9
居宅サービス	39,255,000	35,534,546	△ 3,720,454	△ 9.5
地域密着型サービス	7,090,000	5,776,083	△ 1,313,917	△ 18.5
施設サービス	0	0	0	0.0
介護サービス費	1,680,196,000	1,757,153,261	76,957,261	4.6
居宅サービス	663,386,000	691,303,836	27,917,836	4.2
地域密着型サービス	313,237,000	313,628,656	391,656	0.1
施設サービス	703,573,000	752,220,769	48,647,769	6.9
高額介護サービス費	40,045,481	41,061,226	1,015,745	2.5
特定入所者介護（予防）サービス費	41,228,445	49,270,323	8,041,878	19.5
審査支払手数料	1,980,465	2,049,435	68,970	3.5
総給付費	1,809,795,391	1,890,844,874	81,049,483	4.5



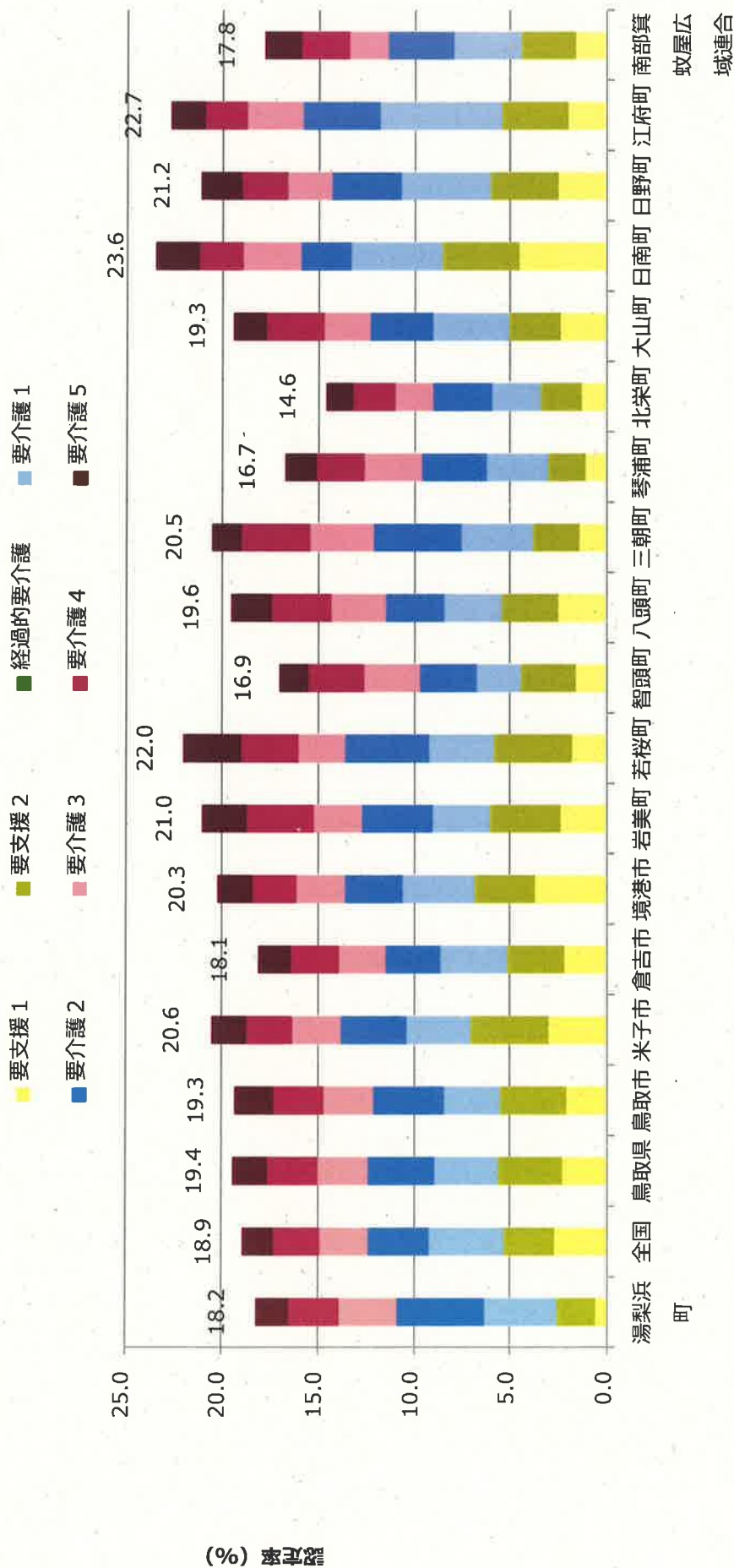
4 地域支援事業の状況

単位：円・%

	計 画	実 績	比 較	
	総事業費	総事業費	総事業費	伸率
介護予防・日常生活支援総合事業相当サービス	43,592,000	38,800,870	△ 4,791,130	△ 11.0
介護予防・生活支援サービス事業	41,957,000	37,449,683	△ 4,507,317	△ 10.7
訪問型サービス	5,965,000	4,554,107	△ 1,410,893	△ 23.7
通所型サービス	33,727,000	30,933,816	△ 2,793,184	△ 8.3
生活支援サービス	0	0	0	0.0
介護予防ケアマネジメント	2,265,000	1,961,760	△ 303,240	△ 13.4
一般介護予防事業	1,499,000	1,242,887	△ 256,113	△ 17.1
介護予防把握事業	704,000	797,545	93,545	13.3
介護予防普及啓発事業	73,000	28,665	△ 44,335	△ 60.7
地域介護予防活動支援事業	722,000	416,677	△ 305,323	△ 42.3
その他	136,000	108,300	△ 27,700	△ 20.4
審査支払手数料	136,000	108,300	△ 27,700	△ 20.4
包括的任意事業	4,552,000	4,139,159	△ 412,841	△ 9.1
在宅医療・介護連携の推進	13,000	12,848	△ 152	△ 1.2
認知症施策の推進	1,712,000	1,573,441	△ 138,559	△ 8.1
生活支援サービスの体制整備	2,665,000	2,552,870	△ 112,130	△ 4.2
その他の事業	162,000	0	△ 162,000	△ 100.0
包括的支援事業及び任意事業	17,110,000	42,259,794	25,149,794	147.0
地域包括支援センターの運営	14,847,000	40,660,092	25,813,092	173.9
介護給付等費用適正化事業	194,000	182,415	△ 11,585	△ 6.0
家族介護支援事業	177,000	94,050	△ 82,950	△ 46.9
その他の事業	1,892,000	1,323,237	△ 568,763	△ 30.1
小計（補助事業対象経費）	65,254,000	85,199,823	19,945,823	30.6
その他の事業（補助事業対象外）	3,005,000	2,377,340	△ 627,660	△ 20.9
その他の事業	3,005,000	2,377,340	△ 627,660	△ 20.9
総 額	68,259,000	87,577,163	19,318,163	28.3



# 認定率（要介護度別）（令和3年(2021年)）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## 地域密着型特別養護老人ホームの進捗について

## 1 概要

## 【施設】

事業所名 : 地域密着型特別養護老人ホームはわいあずま園

事業所所在地 : 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長江 310 番地 88

法人名 : 社会福祉法人 中部福祉会

代表者 : 理事長 田熊博文

主たる事務所所在地 : 鳥取県東伯郡北栄町東園 331 番地 1

定員数 : 29 人 (2 ユニット)

## 【建物】

敷地面積 : 2894.15 m<sup>2</sup>建築面積 : 1340.30 m<sup>2</sup>延べ床面積 : 1330.40 m<sup>2</sup>

構造 : 軽量鉄骨造

階数 : 1F

日付	事業所進捗経過	日付	事務手続き
令和 4 年 2 月 2 日	工事着手	令和 4 年 3 月 31 日	補助金予算全額繰越 繰越額 : 154,251 千円
7 月 29 日	工事完了		
8 月 5 日 ~6 日	内覧会		【内訳】 1) 地域密着型サービス等整備助成事業 129,920 千円 2) 介護施設等の施設開設準備経費等支 援事業 24,331 千円
8 月 8 日	竣工式		
月 日	開設 (未定) ※県認可及び町の指 定後	8 月 10 日 月 日 月 日 月 日	建物、備品検査 特別養護老人ホーム認可 (県) 地域密着型サービス事業所の指定 (町) 告示 (14 日間) (介護保険法 78 条の 11) ・地域密着型サービス事業所の指定につ いて

※令和 4 年 8 月 26 日時点

資料-3

令和3年度の取り組み（新規事業・拡充事業）

No.	事業	内容	実施状況	備考
1	新規 認知症見守り支援事業 ・認知症高齢者等個人賠償責任 保険事業	認知症高齢者等に対する個人賠償責任保険契約を町が締結し、認知症高齢者等事前登録制度登録者で在宅生活されている方を被保険者とし、日常生活における偶発の事故により他人の身体または財物に損害を与ええるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をする。（保険料は町が負担）	令和3年度 登録者 5名	計画書：40ページ 「認知症バリアフリーの推進」
2	新規 高齢者補聴器購入費助成事業	聴力機能低下により日常生活に支障がある高齢者を対象に、補聴器本体の購入費の一部を助成する。マスク着用等の感染症予防対策によりコミュニケーションをとることが困難になったことで、閉じこもりや認知機能の低下等を防ぐとともに、積極的な社会参加や地域交流を支援する。 【対象者】 次のすべてに該当する人 ①町内に住所がある、満65歳以上の人 ②聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人 ③両耳の聴力レベルの平均が40デシベル以上70デシベル未満の人 【助成金額】 補聴器本体の購入金額の2分の1（上限3万円）	令和3年度 補助件数：4件	計画書：40ページ 「予防（認知症への備え）」
3	拡充 高齢者タクシニー料金助成事業	在宅生活をしている70歳以上の運転免許証を持たない高齢者の日常生活の利便と社会参加の拡大を図るため、タクシニーチケットを交付しタクシニー利用料金の一部を助成する。 【令和2年度までの要件】 運転免許証を返納して1年以内の70歳以上の単身または70歳以上のみの世帯の方で、免許証返納後1年間限定でタクシニーチケットを交付。 【令和3年度から要件緩和】 運転免許証を持たない70歳以上の方で、免許証返納後1年間だけではなく、継続してタクシニーチケットを交付。 【助成内容】 申請月から当該年度末まで1か月あたり500円×2枚を交付	令和2年度 交付枚数：326枚 交付人数：14人 令和3年度 交付枚数：3,476枚 交付人数：185人	計画書：32ページ 「高齢者の外出支援」

# 認知症高齢者見守り支援事業の概要

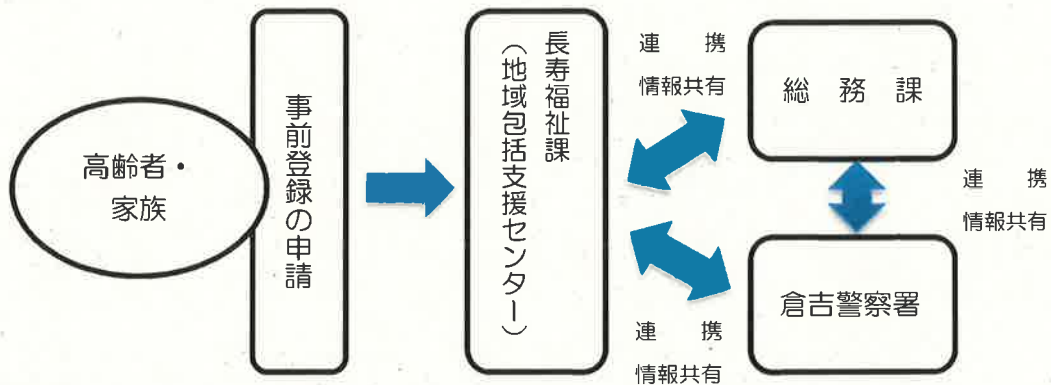
## 1 目 的

認知症高齢者等の行方がわからなくなった場合に、各関係機関の情報共有が円滑に図れるよう体制整備を行うことや早期発見のための対策を講じることにより、認知症高齢者等の生命及び身体の保護を図るとともに、介護する家族の不安を解消し、安心して介護ができる環境を整備する。

## 2 事業の概要

### (1) 認知症高齢者等事前登録制度

- ① 対象者 認知症等により行方不明のおそれのある者
- ② 内 容 早期発見に必要な情報や写真を事前に登録し、台帳を作成。長寿福祉課（地域包括支援センター）及び総務課、倉吉警察署の3か所で保管し、緊急時に活用する。



### (2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症である高齢者その他の認知機能が低下した状態にある者及びその家族が安心して生活することができる環境整備のため、認知症高齢者等に対する個人賠償責任保険契約を町が締結し、認知症高齢者等事前登録制度の登録者を被保険者とし、日常生活における偶然の事故により、他人の身体又は財物に損害を与える等、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をする。

- ①対象者 湯梨浜町認知症高齢者等事前登録制度に登録している者で、住民基本台帳に記載され、町内に居住している40歳以上の者（施設等入所者は除く）

#### ②補償額等

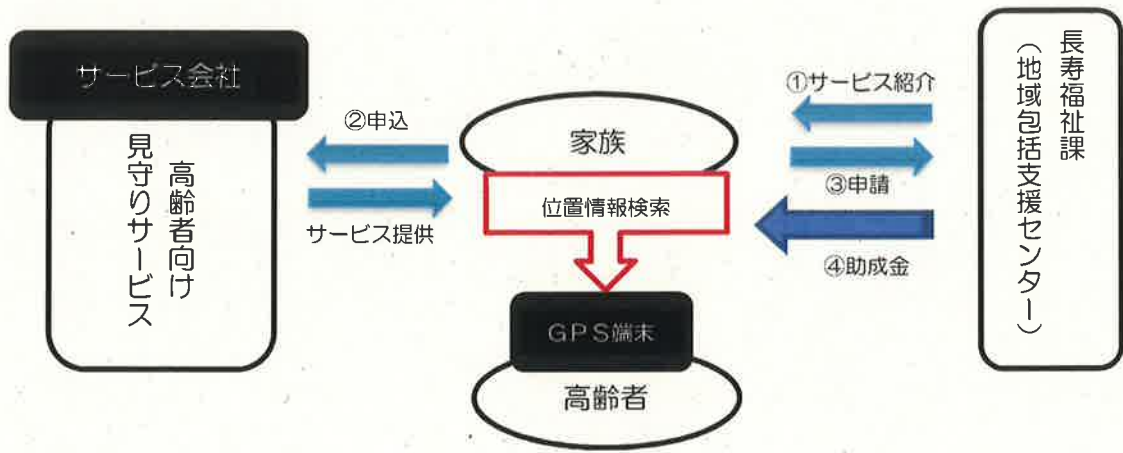
補償項目	保証金額	年間保険料
個人賠償責任+死亡時の見舞費用	個人賠償責任：国内1億円、国外1億円 見舞費用：15万円	1,780円
交通事故傷害（死亡・後遺障害のみ）	50万円	210円
合 計		1,990円

保険会社：東京海上日動火災保険（株）

### (3) 認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業

- ① 対象者 認知症高齢者等を在宅で介護している親族等
- ② 内 容 位置情報検索機器（専用端末）の利用契約の際、初期費用の一部を助成する。
- ③ 助成金額 位置情報検索機器の契約に係る初期費用 上限5,000円





### 3 事業効果

本事業の活用により、認知症高齢者等の行方不明時に早期発見し、安全確保を図ることができる。また、介護者家族の不安軽減を図り、安心して介護ができる環境を整えることで、在宅生活の継続につながる。

## 令和4年度 事業について

## 目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

## ①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

事業名	内容	計画	R4計画値	R3実績値
介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援事業	要介護状態等になることを予防するため、総合事業対象者及び要支援認定者に対するケアマネジメントを行い適切なサービスの調整を行う。	(委託分・1月あたり) ・介護予防ケアマネジメント 45件 ・介護予防支援 80件	380件	468件 (計画値) 380件
脳活トレーニング事業	運動機能が低下して来た人に、運動指導員等の指導のもと、体操等の介護予防運動を行い、膝痛や腰痛等を軽減しながら体力をつけていく。	16人(24回×2期) ・あずま園、サンテ東郷で実施	延768人	延300人 (計画値) 延768人
筋力向上トレーニング事業	理学療法士の指導の下、マシンを活用し高齢者の動作性・体力の向上を図る。	・(社協)週2筋トレ 24回×4期 ・(社協)週1筋トレ 12回×4期 ・(社協)卒トレ 12回×4グループ×2サイクル ・(サンテ東郷)週1筋トレ 12回×4期	延2,900人	延1,553人 (計画値) 延2,900人
ミニデイサービス事業	閉じこもりがちな人に、集団によるレクリエーションや運動指導・機能訓練を行い、閉じこもりや物忘れなどを予防する。	・(あずま園)30人、週1回	延1,440人	延571人 (計画値) 延1,440人
短期集中型サロン活動支援事業	地域のサロン等に、町職員・ゆりりんメイトが向き、3ヶ月程度集中してサロン活動を支援していく、地区の介護予防の充実を図り健康な地域づくりを推進する。	・3ヶ月、毎週1回 ・年間3団体程度	—	1部落 5回開催 参加者 66人
温泉トレーニング助成事業	介護が必要とならないための体力を養うため、足腰に負担のかかりにくい温水プールを利用した体力づくりを支援する。	・龍鳳閣で実施	25人	延16人 (計画値) 25人
介護予防講演会	総合事業対象者等に対し、運動や口腔・うつ等の介護予防に対する講演を通して、介護予防に対する理解を深める。	・介護予防講演会(年3回) ・健口機能向上講演会(年3回)	—	5回開催
介護予防教室	運動・口腔・栄養について各地域のサロン等で介護予防教室を実施する。	・依頼があれば随時開催	—	14回開催 参加者 159人
介護予防・健康づくりリーダー(ゆりりんメイト)	ボランティアとして地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導や支援を行っていく介護予防・健康づくりリーダーを養成することにより、地域の支え愛活動の充実を図り、時代に合った地域づくりを推進する。	ゆりりんメイトのスキルアップやモチベーションアップを目的とした交流会や研修会の開催	—	交流会1回開催 参加者 27人
地域介護予防活動支援補助金	主に65歳以上の高齢者で、月2回以上定期的に運動・体操を含めた活動を行う団体が継続的に活動できるよう支援を行う。	令和4年度新規申請団体 3団体	—	9団体に補助



## 第6章 成年後見制度利用促進基本計画

### 【計画策定の趣旨】

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、発達障がい等の理由で自分では判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が策定され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。この計画の中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、本町では新たに「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

基本計画は、上位計画に位置付けられる「第4次湯梨浜町総合計画」と調和し、「湯梨浜町地域福祉推進計画」と一体的に連動して取り組み、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」など、その他の関連計画との整合性を図ります。

基本計画の期間は、「湯梨浜町地域福祉推進計画」に準ずるものとします。今後、基本計画の見直しについては、「地域福祉推進計画」との整合性を図り、実施します。

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【現状と課題】

全国的に認知症高齢者や障がい者手帳保持者の増加が進んでいる中、本町における認知症高齢者数は、令和2年度末で776人、ひとり暮らし高齢者世帯数は1045世帯、高齢者世帯数は743世帯と、年々増加傾向にあります。また、障がい者数では、大幅な増減はないものの、精神障がい者の数が増加傾向にあります。日常生活に支障がある人達の権利擁護支援のニーズが高まっており、相談件数、申立て支援件数ともに、年々増加傾向にあります。しかし、成年後見制度はこれ

らの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度につながっていない要因として、地域住民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかること、申立て費用や後見人等への報酬の支払いといった金銭的負担から利用したくない等が考えられます。

地域共生社会の実現（ノーマライゼーション）、意思決定支援（自己決定の尊重）、財産管理に留まらず、本人の意思を尊重した寄り添った支援（身上保護）といった成年後見制度の理念を重視し、認知症や障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用の必要な方が、適切に支援につながる体制の整備が求められています。

平成 25 年度、中部地区 1 市 4 町は、それまで専門的な相談支援に取り組んでいた一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と「中部成年後見支援センター運営事業」に関する委託契約を結び、成年後見制度の相談支援や家庭裁判所への申立支援、困難事案の法人後見受任等に取り組んできました。

また、成年後見制度を含む権利擁護支援に係わる中部地区の関係機関・団体が「中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議」を組織し、権利擁護の視点から情報共有と中部地区全体に共通する課題解決に取り組むとともに、制度の利用促進と相談支援体制の充実を図ってきました。

さらに、令和 2 年度には、国の成年後見制度利用促進基本計画に規定する中核機関を中部地区 1 市 4 町と一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉とで共同設置し、地域連携ネットワークが担う具体的機能について、中核機関連絡調整会議の場で継続協議を行っています。

## ●湯梨浜町の権利擁護（成年後見制度利用）に関する現状

### 地域包括支援センター成年後見制度相談・支援件数

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	8	10	3	4	8
申立支援	3	1	0	1	1
町長申立て	1	1	0	0	1

### 中部成年後見支援センター相談対応件数（高齢者・障がい者）

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	41	12	30	13	7
受任件数	8	7	8	7	5

成年後見制度の利用者数（令和3年9月30日現在）

法定後見			任意後見
後見	保佐	補助	0
28	8	5	

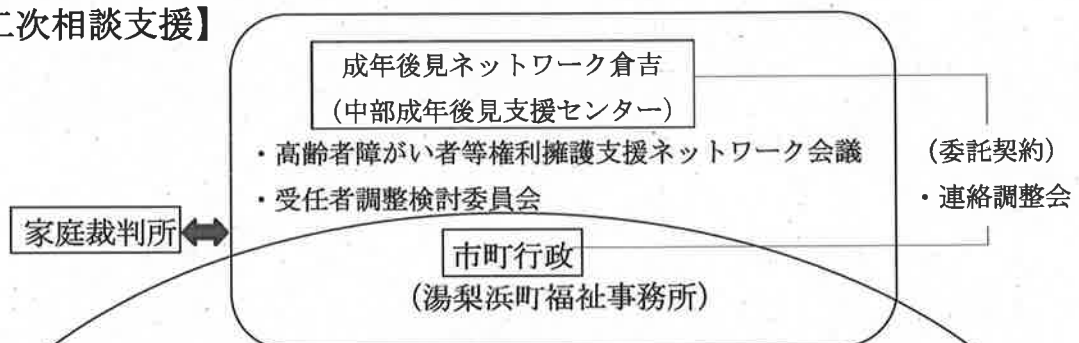
申立件数（家庭裁判所統計資料より）

	平成28年度	令和29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助	0	1	0	0	2
保佐	3	2	1	1	2
後見	5	2	0	3	6

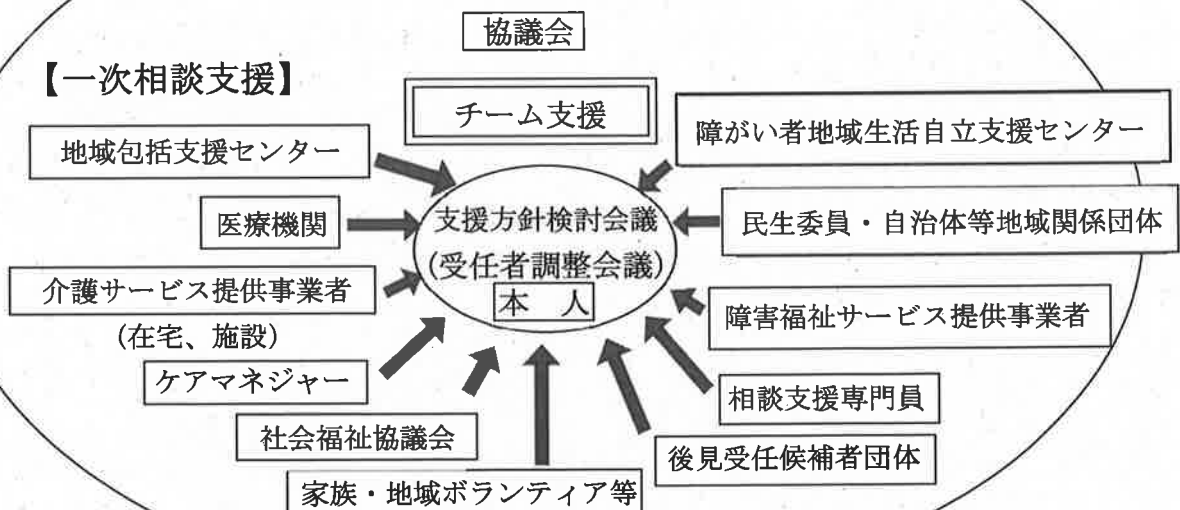
## 【中核機関と地域連携ネットワークの取り組み】

### 【中核機関】

#### 【二次相談支援】



#### 【一次相談支援】



**【具体的な取り組み】**

<p><b>中核機関</b></p>	<p>一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と中部地区1市4町で合同設置をし、一次相談支援は各市町の担当課、二次相談支援は、成年後見ネットワーク倉吉の中部成年後見支援センターが実施します。</p>
<p><b>広報機能</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用、意思決定支援について、十分に理解されていない状況であることから、パンフレットの作成や広報誌、ホームページを活用し、広報活動を積極的に努めます。</li> <li>・講演会や研修会の開催、地域サロンでの紹介、出前講座を実施し、制度を正しく理解することができるように努めます。</li> </ul>
<p><b>相談機能</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知、充実を推進します。</li> </ul> <p>相談窓口</p> <p style="padding-left: 40px;">湯梨浜町役場 湯梨浜町大字久留19番地1 長寿福祉課（地域包括支援センター） 総合福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用を検討している人等の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を検討します。</li> </ul>
<p><b>成年後見制度 利用促進機能</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職団体と連携し、財産管理だけでなく意思決定支援や身上保護も重視した成年後見人等の受任者の調整に努めます。一次相談支援で対応が困難なケースについては、二次相談支援である成年後見ネットワーク倉吉が主体の受任者調整検討会議につなげます。</li> <li>・中核機関を中心に地域における各種専門職団体、関係機関の協力、連携の強化を図り、チームで検討するための支援方針検討会議の開催や、多職種間での地域課題の検討・調整・解決に向けての取り組みが図れるよう努めます。</li> <li>・地域住民が安心して利用ができるよう社会福祉協議会と連携し、法人後見事業の実施におけて取り組みます。</li> <li>・関係機関と連携し、市民後見人の養成及び育成を図ります。</li> <li>・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ができるように努めます。</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>後見人等支援 機能</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判の申立て費用や後見人等報酬助成制度の利用促進を図り、円滑な利用ができるように努めます（成年後見制度利用支援事業の充実）。</li> <li>・ 市民後見人が安心して活動ができるよう、活動に対する相談支援体制の整備やフォローアップ研修を実施し、地域の向上やモチベーションの維持が図れるよう取り組みます。</li> <li>・ 制度の利用が必要な地域住民について、本人の状況に応じて、本人にかかわる親族、地域の関係者、福祉・医療等の関係者が「チーム」として関わり、本人の意思を尊重した支援や成年後見人等を調整するため、町単位の協議会の設置を勧めます（一次相談支援体制の充実）。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>不正防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族後見人等が適切な支援ができるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り・支援を行い、理解不足や知識不足からくる不正の防止に取り組みます。</li> <li>・ 成年後見人等が本人に対して、経済的虐待や横領等の不適切な行為を把握した場合は、家庭裁判所等と連携し適切な対応を取ります。</li> </ul>



【参考】

**法定後見制度**

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

ほうていこうけんせいど  
**法定後見制度の3類型**

	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
せいねんこうけんじん 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
せいねんこうけんじん 成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

**任意後見制度**

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

## 第9期計画に向けた調査の実施について

### 1 調査の概要

#### ① 在宅介護実態調査 …別紙1

(調査の目的)

介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。

(対象者)

主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方

(調査の方法)

認定調査員による聞き取り調査、主な介護者又はご本人による回答

(実施時期)

令和4年5月から令和5年4月

#### ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 …別紙2

(調査の目的)

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題を特定することを目的とする。

(対象者)

65歳以上で要介護1～5以外の方

(調査の方法)

○65歳以上で要介護認定を受けておられない方・・・郵送による調査

○介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者・・・居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による聞き取り調査を予定

(実施時期)

令和5年2月頃を予定

### 2 調査結果の活用

9期計画の基礎資料とし、調査データを整理・分析し、委員会で地域課題を共有して対応を検討する。